

第329回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和3年6月14日(月)13:09～13:24

場所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから「第329回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては、公開の案件ではございますが、今回も傍聴者は受け付けず、インターネットで同時中継を行う形とさせていただきます。

それから、第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載をする。

会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談をするという扱いにしたいと考えてございます。

念のために御確認のほどをお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。

今、説明がありましたように「議事次第」において「第2部」と記載されている議題について、非公開の開催とさせていただこうと考えていますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、事務局からお話のあったとおりにさせていただきます。

議題1は、「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」です。

これは、恒藤課長から説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　資料3を御覧ください。「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」でございます。

内容は、既に認可されている特例措置を、さらに1か月延長するという内容でございます。ざっと説明をさせていただきますが、まず5行目からが「経緯」でございますけれど

も、6月9日及び10日付で大臣宛てに、通常の約款により難い特別な事情がある場合における供給条件により供給したい旨の認可等を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがあったところでございます。

申請者は、11行目から記載のとおりで、前回までと同じでございます。

47行目から申請の内容を書いておりますが、これも前回までとほぼ同じでございます。

次のページの75行目からは、特例の内容を書いておりますが、変更点につきましては、85行目から記載をしてございます。

変更点は、87行目で、①として、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち今年3月から6月までの検針分について、それぞれ1か月延長をする。ただし、既に特例措置を講じている昨年3月から本年2月の分について、既に5か月延長するという特例措置を講じてございまして、それについては延長しないということでございます。

②として、新たに7月の検針分についても支払期限を1か月延長するという内容となっております。

それから、96行目からは「ガス」でございます。

これも、前回とほぼ同じ内容になってございまして、既に認可しているものとの変更点は、107行目でございますけれども、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち今年3月から6月の検針分について、それぞれ1か月延長をする。ただし、昨年2月から今年2月までの分については、既に5か月延長している分について、それは延長しない。

新たに7月検針分について、1か月延長するという内容でございます。

これについての大臣への回答でございますが、事務局といたしましては、本申請の供給条件については、電気事業法等の該当条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えてございます。

したがいまして、資料3-2のとおり委員会として認可等をするに異存はない旨、大臣宛てに回答することにしたいと考えてございます。

御審議のほどをよろしく申し上げます。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して、質問あるいは御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、今の説明のとおり意見回答をすることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、事務局の案のとおり経産大臣に意見回答をすることといたします。

次に、議題2です。「配電事業者に係る行為規制の詳細について」、これは、田中課長から説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 NW事業監視課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

資料4を御覧いただけますでしょうか。「配電事業者に係る行為規制の詳細について（とりまとめ）」を踏まえた経済産業省令及び「適正な電力取引についての指針」の改正についての建議でございます。

「趣旨」といたしましては、5月31日の制度設計専門会合におきまして、配電事業者の行為規制の詳細について検討を行いまして、「配電事業者に係る行為規制」の詳細について、その内容をとりまとめたものでございます。

その内容を踏まえた経済産業省令及び「適正な電力取引についての指針」の改正を建議することについて御審議をいただくものでございます。

下に書いてございますとおり、ただいま申し上げましたように、制度設計専門会合において内容を取りまとめましたので、それにつきまして、次の2ページ目のように経済産業大臣へ建議をすることとしたいというものでございます。

内容につきましては、3ページ目以下にありますとおり、「配電事業者に係る行為規制の詳細について（とりまとめ）」というところで建議をしたいと考えてございます。

内容的には、一送の規定とほぼ同じ内容になっていますが、23行目以下の「兼職に関する規律」や、69行目以下の「社名、商標、公告・宣伝等に関する規律」、あとは102行目以下の「グループ内での取引に関する規律」、このあたりに関しては、一送に関する内容と一緒にさせていただきます。

4. の「業務の受委託等に関する規律」のところで、146行目にございますように、一送へ業務を委託する場合であって、委託を受けた業務についての目的外利用をしないことを確保するための措置を講じている場合について、禁止の例外としているところが一送と違うところになってございます。

あとは、174行目が、「情報の適正な管理のための体制整備等」となっておりますが、ここにつきましても、213行目以下で、小規模な事業者、需要家軒数5万軒以上の配電事業者

については、執務室の物理的隔絶等、こういった監視部門の設置につきましては、法令上に基づく義務ということではなくて、ガイドライン上の望ましい行為として位置づけることにしているところが、一送と異なる規制にしているところでございまして、ほかのところについては、一送に対する各規定と同じになってございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問をお願いいたします。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から説明があったとおりに、委員会として経産大臣へ建議をすることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することといたします。

次に、議題3です。「広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について」、これも、田中課長から説明をお願いします。

○田中NW事業監視課長　資料5を御覧いただけますでしょうか。「広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について」でございます。

「経緯」といたしましては、6月8日付で広域機関より経済産業大臣に対して変更の認可申請がありまして、10日付で経済産業大臣から意見の求めがあったものでございます。

2. 以下、「変更の主な内容」ということで、各種の審議会等において議論されてきた内容を送配電等業務指針や業務規程に反映するといったようなものでございますが、主に5点ほど内容がございます。

(1) につきましては、「洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に関する規定の変更」ということで、洋上風力発電の建設に当たっては、国が「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づきまして促進区域を指定しまして、事業者に対して区域の占有を許可することになっているわけですが、現行、洋上風力発電の系統確保に当たっては、個々の事業者の契約申込等により系統容量を確保しているため、必要規模以上の系統容量が押さえられてしまう等の課題があったということで、このため、国が地域の風況等を考慮して、望ましい出力規模を決定しまして、その出力規模に応じた系統容量を確保する仕組み等に改めるものでございます。

(2)は、「広域予備率等の運用開始に関する規定の変更」ということで、広域機関では、新たなインバランス料金制度が開始されることに伴いまして、補正インバランス料金の算定諸元である広域予備率や補正料金算定インデックスの算出、公表を行うこととなっているものですから、それらの新たな業務を追加するものでございます。

(3)については、「需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の掲出時期に関する規定の変更」ということで、今年4月に開始された需給調整市場、現在は三次②の取引が行われているわけですが、来年度からは新たに三次①の取引が開始される予定でございまして、三次①は、毎週火曜に取引が行われる予定であるところ、その週間計画につきましては、現在、毎週火曜にこの掲出が求められているものを、三次①の約定結果についても反映することが必要であることから、週間計画の掲出期限を火曜から水曜に変更するものでございます。

(4)の「需給逼迫時の対応態勢及び対応組織に関する規定の変更」ということで、広域機関では、大規模災害等により需給の逼迫などが起きた際は、一送への指示等の対応態勢の発令や、非常災害対応本部等の組織の設置を行い、対応してきているわけですが、現行の規定では、昨年冬のような大規模災害に起因しない需給逼迫等の対応態勢と組織については、明確に規定していないことから、必ずしも大規模災害に起因しない需給逼迫等においても、対応態勢の発令や組織の設置ができるように規定を変更するものでございます。

(5)は、「容量市場における容量オークションに関する規定の変更」ということで、昨年度から新たに開始された容量市場のメインオークション結果を踏まえまして、資源エネルギー庁の制度検討作業部会において、以下の見直しを行うことが整理されたことから、関係する規定の追加を行う、変更するものでございまして、これまでは、実需給年度の4年前に実施するメインオークションで全量を確保していたのですが、その一部を、実需給年度の前年に実施する追加オークションで調達をすることに変更するというのが1点目でございます。2点目につきましては、これまで激変緩和措置の観点から、平成22年度以前に建設された電源に対しては一定比率を減額する措置が設けられていたわけですが、他方で、その分、減額率の逆数での入札が認められていたことで、その結果、令和2年度のオークションで約定価格が上がり上がったことから、令和3年度オークションからは、逆数入札を廃止するとともに、応札価格が約定価格の一定比率を下回る電源に対して、契約金額を減額する措置を追加するものでございます。

以上、変更案の内容について、審査基準等に照らして特段の問題はないと判断されることから、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を回答することとしたいというものでございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、今の説明について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

林委員どうぞ。

○林委員　5つの変更項目が挙げられておりますけれども、いずれも、なぜそれを変更するのかという趣旨もしっかり挙げられておりますし、その説明も対応も合理的であると思いますので、妥当だと思います。賛成します。

特に5番目の話ですか、令和2年度のオークションでの約定価格が上がり上がったことで逆数入札を令和3年度は廃止するという対応云々等、しっかり追加されているということで、非常にいい対応、迅速かつ丁寧にやった対応だと思っていますので、承認したいと思います。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

これは、資料に絵は出ていないのでしょうか。

○田中NW事業監視課長　後ろのほうに付けておりまして、こちら（「電力広域的運営機関」22ページ）あたりですね。

○八田委員長　私は、これで結構です。しかし、将来は改善すべき点があると思います。縦の青線のちょっと右で入札した会社は、約定価格との差をもらうことができますが、減額が縦の青線のところで急に来ますので、青線のちょっと左になると、途端に利益で減ってしまいます。将来的には、そこところが、キロワットを下げたときにスムーズに調整ができるようにする必要があるかもしれないので、今度やりながら注意する必要があるのではないかと思います。

以上です。

○田中NW事業監視課長　はい。

○八田委員長　ほかに何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局の案のとおり意見回答とすることにしたいと思います。

ありがとうございました。

次に、議題4は、「監査規程の改正について」です。

伊藤管理官から説明をお願いします。

○伊藤統括NW事業管理官 監査の伊藤でございます。よろしくお願いします。

資料6を御覧ください。「監査規程の改正について」でございます。

「趣旨」の欄を御覧ください。電気事業監査規程及びガス事業監査規程に関する監査の  
手続を変更するため所要の改正を行うことについて、事務局案を御審議いただくものです。

1. の「監査規程の改正」ですが、監査規程に基づきまして、電気事業及びガス事業の  
各監査計画につきまして、電力・ガス取引監視等委員会事務局長は、各経済産業局長から  
意見を徴した上で監査計画を定め、各経済産業局長に通知しているところですが、令和元  
年度の監査から、経済産業局はガス事業監査に重点化し、電気事業監査は本省のみで行う  
こととしたこと等を踏まえまして、監査の手続について別添の新旧対照表のとおり電気事  
業監査規程の改正を行いたいと思っています。

なお、ガス事業監査は、これまでどおり各経済産業局でも行うこととしておりますが、  
電気事業監査規程との平仄をそろえる観点から、ガス事業監査規程についても新旧対照表  
(資料6-2)のとおり同様の改正を行いたいと考えております。

あわせて監査規程で定める様式について、押印を省略する改正を行いたいと思っていま  
す。

「具体的な改正内容」について御説明させていただきます。

まず(1)として、「監査規程第6条の改正」です。経済産業局が監査を実施することを  
監査計画で定める場合に、監査計画の意見聴取及び通知を行うこと、と変更してございま  
す。

(2)として、「様式第1及び様式第2の改正」として、監査の実施通知について、委員  
会及び経済産業局長の押印を省略する。また、様式第2の監査報告書について、監査実施  
者の押印を省略する。

(3) として、「その他所要の改正」をしてございます。

2. として「今後の予定」ということで、本件御了承の後、速やかに委員会ホームページにて公表することとしたいと考えてございます。

説明は以上です。御審議のほどをよろしく申し上げます。

○八田委員長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見ございませんでしょうか。

北本委員、特にありませんか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から説明があった改正案のとおり委員会として決定することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、案のとおり改正することといたします。

以上で、第1部を終了いたします。

ありがとうございます。

○恒藤総務課長 それでは、少々お待ちください。準備ができ次第、第2部に移りたいと思います。

—了—